

# 建設委員会会議録

平成20年6月25日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 10:25

## ○ 委員長

ただいまから建設委員会を開会いたします。

「議案第58号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○ 建築住宅課長

おはようございます。議案第58号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。今回の改正は、中国残留邦人等の方々が適用を受けておられました生活保護法によります扶助が平成20年4月1日に施行されました国の新たな支援策である中国残留邦人等の円滑の帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」施行令の一部を改正する政令によります支援給付に移管されたことに伴いまして市営住宅への単身入居に関します資格の整備を図るものでございます。簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第58号 飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第61号 訴訟事件に係る和解」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

## ○ 上下水道部総務課長

議案第61号 訴訟事件に係る和解についてご説明いたします。

議案書の37ページを御願います。訴訟事件に係る和解につきましては、岩崎浄水場膜処理施設建設計画等に対する損害賠償等請求住民訴訟事件の内、実施設計委託に係る部分の和解であり、実施設計を行った国際水道コンサルタント株式会社が、会社を解散し、清算をするにあたり損害賠償を行う旨の申出があったためであります。和解の内容と致しましては、同社が265万6,500円の損害賠償債務を負担していることを認め、市に支払う。原告は、同社が債務を履行したときは、同社に対する損害賠償を求める請求部分を取り下げる。市は、原告に対し、本事件の当該部分について地方自治法第242の2第12項に定める弁護士費用として20万円の支払義務のあることを認め、支払う旨の協議が整いましたので、原告らと和解を行うものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。

## ○ 委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

## ○ 人見委員

難しいことはわかりませんが、月曜日の本会議における質疑のやり取りですね、これ以外に最近、あの中でも、近々公判が予定されているというような話も出ていました。その公判の概要も含めて、何か月曜日以降報告できるような内容のものが、この和解に関連してあるのかな

いのかですね、そのあたりはどうですか。

○ 上下水道部総務課長

6月23日に証人尋問が行われています、損害賠償等請求住民訴訟事件における証人尋問について概要報告をさせていただきます。

福岡地方裁判所302法廷において、午後1時30分から5時まで松延隆俊氏の証人尋問が松延前町長の弁護士、原告側弁護士、飯塚市の顧問弁護士、縄手元議員の弁護士、辻元水道課長の弁護士、前澤工業の弁護士、裁判官、の順に証人尋問がされ、その尋問内容の主なものとしましては、指名業者の決定については旧庄内町指名委員会で決定がされ、町長として、その決定を変えることはできないとの主張をされ、また、基本設計を行った日本上下水を実施設計の指名から外すよう縄手元町議から働きかけがあったこと、日本上下水を実施設計から外した理由としては、元町議からの働きかけと他の案件での設計ミスがあったためであるとの主張をされた、また、日本上下水を指名から外す時、工事発注時にクボタを外すことを意識してはならず、また前澤工業を意識してのものでもないとの主張、実施設計の請負業者の国際水道コンサルタントとは一度も接触したことはなく、実施設計作成にあたり前澤工業の仕様にする等の指示はしていないとの主張、機械設備工事においてクボタを指名から外れたのは、縄手元議員からの圧力によるものではなく、担当課による業者選定案の作成のためのアンケート調査に基づく指名委員会での決定であることなどを主張されていました。

今後の裁判の予定としましては、7月14日（月）午後1時30分から辻元水道課長の証人尋問が行われ、7月28日（月）午後1時30分から松延前水道課長、縄手元議員の証人尋問が行われる予定です。簡単ですが裁判の概要報告を終わります。

○ 人見委員

この議案第61号の訴訟事件にかかる和解の議案と、今の報告の概要を説明をいただいたその裁判とどのようにかかわりがあるのかないか、その辺りすらも、ある意味私なんかは要領を得ずにわからないわけですが、私が聞いて今答えていただきましたが、関係するのでしょうか、どうでしょうか。

○ 上下水道部総務課長

現在住民訴訟で訴訟されている部分につきましては、国際水道が請けた実施設計委託と前澤工業が請けた機械設備工事の分の不当利得ということで裁判が行われています。その中で、実施設計分につきましては、国際水道の方から、原告から請求されています265万6500円について支払いをしたいと、その分について和解をしたいと、この和解が、和解いたしますとこの分は原告が取り下げるということで、あと前澤工業の分のみが裁判が継続するというような形になります。

○ 人見委員

で、きいてたらたぶん関係するんだろうなど、この和解に。ですね、そのように受け取るんですが、それでいいとですかと。和解のこの議案と要するに裁判、公判が行われている23日の公判とはなんら関係するところがないんですよと。言うことなのかということがよく分からないんです。だから今縷々答えていただいたということはひょっとしたら、私が思っているように関係があるのかなと、だからあえてこんな質問が的を得た、議案から外れた質問だったのかなというこの確認も含めてやってるんでお聞きしているんですがいかがですか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:07

再開 10:08

委員会を再開します。

○ 上下水道部長

本会議場でも答弁しましたように、今回の和解については会社の解散という特殊事情のための和解でして、中身について不正があったかどうかの、認めたとか、認めていないとかいう内容の和解ではございませんので、訴えられた方側がどういう解釈をされるかどうかは分かりませんが、一応この分の中身について、全額で6800万円の要求がありますので、その内の、内訳としましては設計のほうでは約260万、機械のほうで6500万、合わせて6800万の損害を被ったんじゃないかという訴えでございます。その分の設計の分の260万については取り下げるといふ形でございます。そういう形でこの和解によって、裁判がどう進展するかは不透明な部分があります。

○ 人見委員

それはまずこの議案とね、私が公判との関係があるかないかで、要するに説明を求めたいと、あることを前提に説明を求めているわけですよ。だから改めて説明をされたんで、関係ないのならそれは公判とこの和解の議案とは別の案件ですので説明については省かせていただきますとかいうような話で返ってきてもいいわけでしょうが。それをそんなことには触れずにどんどん答えられたわけです、だから当然関係があるんだろうと、公判とこの和解の議案とは少なからず関係があるんだろうという認識で、改めて再度確認させていただいているわけです。6千くらいの中の2百何十万だとか言う話は関係性が確認された後私が聞く話であろうと思っていあるわけですよ。だから特段関係して支障はないのかと、この場でお聞きするのは、公判の模様をお聞きするのは別段問題はないのかときいているんです。関係があるのかないのか、そのことだけ教えてください。一点だけ。

○ 上下水道部長

私は関係ないと思います。先ほど言いましたように、その部分は取り下げるといふような形になりますので、審議が裁判上では行われたいという形になります。実施設計の部分においては。

○ 人見委員

そしたら本会議場での質疑に答えられてやり取りがあつてましたけどね、公判の話なんかも出ておりましたわね。関係がないんやったら答える必要があつたの。私がいまきいて、概要説明をしてくれと、関係ないとやったらそれは別の案件ですから差し控えさせていただきますでもよかったんですよ。そしたら何で本会議場でああやつてとうとうと答えるわけ、のべつ幕無しとか、次から次から出てくる質問に。この和解とどのような関係があるのかとはっきりと今みたいに部長が答えればそれ以上の質疑は出来んとでしようもん。どうなんですか。

○ 委員長

暫時休憩します。

休憩 10:12

再開 10:14

委員会を再開いたします。

○ 上下水道部長

失礼いたしました、先ほどの答弁の中でこの議案と訴訟事件との関係はないと答弁しましたが、関係が、全体の訴訟の中には含まれていますので、関係あるものと考えていますので訂正させていただきます。

○ 人見委員

で、関係がある中でですね、この議案の審議をやろうとしているわけです。23日に公判が行われているわけです。私がきく前に関係部署から委員長なりに関連の公判の経過が出てまいりましたのでその概要について、例えば報告をさせていただけることは出来ないのか、その必要もないのかと、私はそこを問いたいわけです。なぜかならば、我々は個人的に強く意識していないとですね、また時には閉会中の委員会を含めて質疑をやらない限り、この経過の全体像を

つかめないんですよ。そして一面で本会議場でこうやって質疑がとうとうとなされるわけです。そこで改めて我々は一生懸命わからないなりに聞き耳立てながらね、理解しようとしているわけです。だから私が言いたいのは、関係があるんであれば今日こうやって建設委員会があるんだったら、きちんと報告して事の経過の概要くらいは説明をすべきじゃないかという素朴な疑問を私は持つわけです。それで関係があるかと一頭最初に聞いたんです。どうですかね、管理者。

○ 上下水道事業管理者

今、人見委員からの質疑の中で十分反省していますので、今後の建設委員会では常任委員会のなかで裁判の状況なりを逐次報告はしたいと思いますのでその点でご了承をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○ 人見委員

公判の中身とか訴訟の中身だとかこういうふうなことを、ある意味私もまったく知識ありませんしね、深いことは分かりません。まして公判中の問題をいいとか悪いとか、ああだこうだとか司法の手にゆだねられてそういうふうな経過に入っているわけですから、ただただ見守るしかないです。だけど現にこうした議案との関連性が出てきたときには少なくとも経過の報告なり、常に全体的にやはり情報というか、そうした経過は共有をしてどこに今後に生かす教訓があるのかなのかそのことを真に議論すべきだろうというような気がするもんですね、ちょっと声が大きくなりましたけど、いつもながら、素朴な疑問を持ったわけです。決して中身をとにかく言える、僕は中身を持っていませんのでね、今後そういう意味では重々検討しながら出来るだけの情報の共有というかそういうふうな立場からのご協力を願いたいとこのように思って、お願いをして終わりたいと思います。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第61号 訴訟事件に係る和解」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 市道路線の認定」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第62号 市道路線の認定について、ご説明致します。議案書の39ページをお願い致します。道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するため、議会の議決をお願いするものでございます。今回認定する路線は、開発に伴う新規認定で1路線、延長75mでございます。

議案書の40ページをお願い致します。明細書の左端に記載しております番号1番の路線が、開発に伴う路線認定を行うものでございます。路線箇所は、41ページに記載しております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 6 2 号 市道路線の認定」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第 6 3 号 市道路線の整理統合に係る廃止及び認定」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○ 土木管理課長

議案第 6 3 号 市道路線の整理統合に伴う廃止及び認定について、説明致します。議案書 4 2 ページをお願い致します。道路法第 1 0 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を廃止及び認定するため、同法第 1 0 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。今回、合併による旧行政界の廃止で生じた路線の統合等に伴い、旧 1 市 4 町で管理していた路線を全面廃止し、再度認定するものでございます。

議案書の 4 3 ページをお願い致します。今回、市道路線の廃止及び認定を行う本数と延長について各支所ごとに内訳を記載しております。なお、再認定の箇所につきましては、別添の資料として配布しておりますので、明細表、認定路線網図を参考にいただければと思っております。以上、簡単ですが説明を終わります。

○ 委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第 6 3 号 市道路線の整理統合に係る廃止及び認定」は、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。

案件に記載のとおり、執行部から、2 件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「市営住宅明渡等請求訴訟等について」報告を求めます。

○ 建築住宅課長

平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日及び平成 2 0 年 3 月 1 9 日開催の本会議において報告いたしておりました市営住宅明渡等請求訴訟結果の「その後の経過」についてご報告いたします。

資料としてお配りしております市営住宅明渡等請求訴訟等経過報告書の中の訴訟を提起した No. 1 の者は裁判所に出廷しましたが、市の請求どおり判決が下り、強制執行前に自主退去しております。No. 2、No. 3 の 2 名は裁判所に出廷しなかったため、市の請求どおり判決が下り催告にも応じなかった為、強制執行を行いました。No. 4 の者は訴訟提起後に死亡したため、訴訟を

取り下げ、保証人により自主退去いたしました。

なお、概要については、資料に明記いたしておりますので、説明は省略させていただきます。また、今後予想されます悪質家賃滞納者につきましても同様の措置を行って、市営住宅の管理の適正化に努力する所存でございます。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「止水栓開栓業務中の事故について」報告を求めます。

○ 上下水道部業務課長

業務中の車両損害賠償事故についてご報告させていただきます。お手元に事故現場見取図を配布しておりますので、ご参照方お願いいたします。

本件は、平成20年6月3日 火曜日、午前11時30分頃、飯塚市内野3540番地1地内、内野小学校プールにおいて、プール使用に伴い、業務課職員が大型メーター・75ミリの止水栓を開こうとして鉄製T型バルブキー・長さ1.5mで開栓操作をしていたところ、途中で止水栓が堅くなり、さらに力を加えた際、反動ではじかれたため、止水栓から約1m横に駐車中の相手方車両後部ドアにバルブキーが倒れ掛かり、損傷させたものでございます。

事故の原因は、職員の作業中の不注意によるものでございますが、この事故に係る損害賠償については、現在相手方と交渉中であります。

職員の業務中の作業につきましては、現場の状況を十分把握し、細心の注意を払うように、ことあるごとに注意喚起しておりますが、今後とも指導を徹底し、再発防止に努めます。以上簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、建設委員会を閉会します。おつかれさまでした。

( 閉 会 ) 10 : 25